

○水戸市屋外広告物条例施行規則

平成22年 5月10日

水戸市規則第34号

水戸市茨城県屋外広告物条例の施行に関する規則(平成12年水戸市規則第45号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市屋外広告物条例(平成22年水戸市条例第5号。以下「条例」という。)第40条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(表示面積の算出方法)

第2条 条例第8条第2項第5号に規定する球体、円柱体その他これらに類する形状のものの表示面積は、当該屋外広告物又は掲出物件の表面積から公衆に表示されない部分の面積を減じた面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により難いと市長が認める場合における表示面積の算出方法は、市長が別に定める。

(条例第8条第2項第7号の規則で定める物件)

第3条 条例第8条第2項第7号の規則で定める物件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 防犯灯
- (2) ベンチ
- (3) くず入れ
- (4) 吸い殻入れ
- (5) 花壇
- (6) フラワーポット

(許可の申請等)

第4条 条例第8条第3項、第12条第1項又は第16条第1項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする日の30日前までに、屋外広告物表示等許可申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の位置図
- (2) 屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所及びその周囲の状況が分かるカラー写真(申請の日前3月以内に撮影したものに限り。)
- (3) 屋外広告物及び掲出物件の配置図
- (4) 屋外広告物及び掲出物件の表示面積、色彩及び意匠を明らかにする図面
- (5) 広告物管理者が第12条第1項に規定する要件(次条において「管理者要件」という。)に該当することを証する書面の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置が条例に適合することを確認するため市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、現に条例第8条第3項、第12条第1項又は第16条第1項の規定による許可を受けて屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置している者で、引き続きこれらの規定による許可を受けて当該屋外広告物の表示又は掲出物件の設置をしようとするものは、現に受けている許可の期間が満了する日の14日前までに、屋外広告物表示等許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 屋外広告物等点検報告書（様式第2号）

(2) 前項各号に掲げる書類のうち、市長が指定する書類

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、屋外広告物表示等許可書（様式第3号）を当該申請をした者に交付するものとする。

（氏名等の変更の届出）

第5条 許可広告物表示者又は広告物管理者は、その氏名（法人にあつては名称又は代表者の氏名）、住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）若しくは電話番号又は管理者要件に変更があったときは、遅滞なく、氏名等変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

2 管理者要件に変更があった場合における前項の届出は、当該変更後の管理者要件を証する書面の写しを添えて行わなければならない。

（変更又は改造の申請等）

第6条 条例第15条第1項（条例第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとする日の30日前までに、屋外広告物等変更（改造）許可申請書（様式第5号）に当該変更又は改造の内容を明らかにする書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、屋外広告物等変更（改造）許可書（様式第6号）を当該申請をした者に交付するものとする。

（軽微な変更又は改造）

第7条 条例第15条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 表示内容、意匠、色彩、形状、大きさ又は構造に変更を加えない塗料の塗替え、補強又は修繕

(2) 自家広告物等である広告幕、立看板等又は広告旗の取替えであつて、形状、大きさ又は構造に変更を加えないもの

(3) 常設の興行場が興行内容を表示する屋外広告物の取替えであつて、形状、大きさ又は構造に変更を加えないもの

（許可の期間）

第8条 条例第18条の規則で定める期間は、次の各号に掲げる屋外広告物又は掲出物件の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) はり紙 1月以内

(2) はり札等 1月以内

- (3) 広告旗 1年以内
- (4) 立看板等 1年以内
- (5) アドバルーン 1月以内
- (6) 横断幕 1月以内
- (7) アーチ 3年以内
- (8) 野立広告物 3年以内。ただし、つり下げ看板及び広告幕にあつては、1年以内とする。
- (9) 建築物等利用広告物 3年以内。ただし、つり下げ看板及び広告幕にあつては、1年以内とする。
- (10) 自動車に表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件 3年以内
- (11) 電柱又は街灯柱に表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件 1年以内
- (12) 消火栓又はバス停留所の標識に表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件 1年以内
(許可証票等)

第9条 条例第19条に規定する許可の証票は、許可証票（様式第7号）とする。

- 2 許可証票は、屋外広告物又は掲出物件の見やすい箇所にはり付けなければならない。
- 3 条例第19条ただし書の規定による許可の押印又は打刻は、許可印（様式第8号）によるものとする。
- 4 許可印を押印し、又は打刻することができる屋外広告物は、はり紙その他市長が認める屋外広告物とする。

（広告景観整備地区における届出）

第10条 条例第20条第2項の規則で定める自家広告物等は、その事業所等及び敷地における表示面積の合計が1平方メートルを超え10平方メートル以下のものとする。ただし、条例第8条第3項の規定による許可を受けて表示し、又は設置する自家広告物等及び国又は地方公共団体がその事務所名を表示するための自家広告物等を除く。

- 2 条例第20条第2項の規定による届出は、自家広告物等を表示し、又は設置しようとする日の30日前までに、自家広告物表示等届出書（様式第9号）に第4条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

（広告物管理者の要件等）

第11条 条例第23条の規則で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）の規定による屋外広告業の登録を受けた者であること。
- (2) 都道府県、指定都市又は中核市が開催する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を修了した者であること。
- (3) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者であること。

(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく次に掲げる者であること。

ア 広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許を所持する者

イ 広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者

ウ 広告美術科に係る職業訓練を修了した者

2 条例第23条ただし書に規定する規則で定める屋外広告物又は掲出物件は、第8条第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる屋外広告物又は掲出物件とする。

(除却又は滅失の届出)

第12条 条例第24条第2項の規定による届出は、屋外広告物等除却（滅失）届出書（様式第10号）により行わなければならない。

(違反である旨の表示)

第13条 条例第28条の規定による条例に違反する旨の表示は、表示書（様式第11号）を当該屋外広告物又は掲出物件にはり付けて行うものとする。

(公示の場所等)

第14条 条例第31条第1項第1号の規則で定める場所は、水戸市公告式条例（昭和63年水戸市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場（以下「掲示場」という。）とする。

2 条例第31条第2項の規定による閲覧は、都市計画部都市計画課において保管屋外広告物等一覧簿（様式第12号）を閲覧させることにより行うものとする。

(保管した屋外広告物等の売却手続)

第15条 保管した屋外広告物又は掲出物件の売却は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）によるものとする。ただし、入札者がいないときその他入札によることが適当でない認められるときは、随意契約によることができる。

2 市長は、一般競争入札により売却しようとするときは、その期日の前日から起算して7日前までに、次の各号に掲げる事項を掲示場に掲示しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を3日前までに短縮することができる。

(1) 屋外広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

(2) 入札の日時、場所及び方法に関する事項

(3) 入札心得及び入札保証金に関する事項

(4) 契約条項を示す日時及び場所

(5) 契約保証金及び契約書作成に関する事項

(6) 入札の無効に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、指名競争入札により売却しようとするときは、おおむね5人以上の入札者を指名し、かつ、それらの者に前項各号に掲げる事項をその期日の前日から起算して7日前までに通知しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を3日前までに短縮することができる。

4 市長は、随意契約により売却しようとするときは、なるべく3人以上のものから見積書を徴するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

(1) 1件当たり50,000円以下の契約をするとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が見積書を徴する必要がないと認めるとき。

(受領書)

第16条 条例第35条の規則で定める受領書は、受領書（様式第13号）とする。

(身分証明書)

第17条 条例第37条第2項の証明書は、屋外広告物立入検査員身分証明書（様式第14号）とする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

屋外広告物表示等許可申請書

										※受付	
水戸市長 様										年 月 日	
住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称 代表者の氏名 電話番号										印	
水戸市屋外広告物条例第8条第3項(第12条第1項・第16条第1項)の規定による屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の許可を受けたいので、次のとおり申請します。											
工事施工者		住所 氏名			電話						
管理者		住所 氏名			電話						
屋外広告物の登録等					年 月 日 第 号						
屋外広告物(掲出物件)の概要	種類				数量						
	表示期間	年 月 日 から 年 月 日まで			表示場所 (用途地域名)						
	照明の有無	あり(内照式・外照式) ・ なし									
	光源の点滅	点滅あり ・ 点滅なし									
	表示内容				色彩						
	位置	道路・鉄道の敷地境界からの距離(線路名 から)			メートル						
	信号機からの距離			メートル							
	道路標識からの距離			メートル							
	野立広告物の相互間の距離(自家広告物等を除く。)			メートル							
規格	高さ	縦	横	面数	数量	表示面積の合計					
	メートル	メートル	メートル			平方メートル					
地域区分		禁止地域(第 種禁止地域)			許可地域(第 種許可地域)						
同一敷地内における既設の屋外広告物		数量			同一敷地内における表示面積の合計						
					平方メートル						
建築基準法による工作物確認	要・不要	確認済・申請中	道路法による占用許可	要・不要	許可済・申請中	その他法令による許可等	要・不要	法令名 []	許可等済・申請中		
添付書類 1 位置図 2 現況写真 3 配置図(平面図) 4 表示面積、色彩及び意匠を明らかにした図面 5 管理者要件を証する書面の写し 6 その他条例に適合することを確認するため市長が必要と認める書類()											
※手数料					円		※領収印				

注1 ※の欄は、記入しないこと。

2 申請書及び添付書類は、それぞれ2部ずつ提出すること。

様式第2号(第4条関係)

屋外広告物等点検報告書

水戸市長	様	年 月 日
		報告者 住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 代表者の氏名 電 話 番 号
		印
屋外広告物又は掲出物件の点検の結果について、次のとおり報告します。		
管 理 者 認 欄	住 所 氏 名 電 話	印
	屋外広告業の登録等	年 月 日 第 号
現 許 可	年月日 年 月 日	番号 指令第 号
	場 所	
	期 間 年 月 日 から 年 月 日まで	
点 検 日	年 月 日	
点 検 項 目	点 検 結 果	改 善 の 内 容
取付(支持)部分の変形 又は腐食	良・要改善	
主要部分の変形又は腐食	良・要改善	
ボルト、ビス等のさび	良・要改善	
表示面の汚損、たい色又ははく離	良・要改善	
表 示 面 の 破 損	良・要改善	
照 明 装 置 の 破 損	良・要改善	
その他特に点検した箇所	良・要改善	

注 点検結果の欄は、該当する文字を○で囲んでください。

様式第3号(第4条関係)

屋外広告物表示等許可書

指令第	号	住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 代表者の氏名
年 月 日付で申請のあった屋外広告物又は掲出物件の表示又は設置については、次のとおり許可します。		
年 月 日		
		水戸市長 印
許可の内容	種類	数量
	場所	
	期間 年 月 日 から 年 月 日まで	
条件		

様式第4号(第5条関係)

氏名等変更届出書

年 月 日	
水戸市長 様	住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 代表者の氏名 電 話 番 号
下記の事項を変更したので、水戸市屋外広告物条例施行規則第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。	
現 許 可	年月日 年 月 日
	番号 指令第 号
変 更 す る 事 項	変更前
	変更後
変 更 理 由	

注 広告物管理者又は管理者要件に変更があった場合は、変更後の管理者要件を証する書面の写しを添付すること。

様式第5号(第6条関係)

屋外広告物等変更(改造)許可申請書

		※受付		
		年 月 日		
水戸市長 様		住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 代表者の氏名 電 話 番 号 印		
水戸市屋外広告物条例第15条第1項の規定による屋外広告物又は掲出物件の変更(改造)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。				
変 更 (改 造) 物 件	種類	数量	変更(改造)予定年月日 年 月 日	
	変更内容			
	変更理由			
	現 許 可	年月日 年 月 日	番号 指令第 号	
		場 所		
		期 間 年 月 日 ~ 年 月 日		
工事施工者	住 所 氏 名		電 話 () -	
添付書類 変更又は改造の内容を明らかにする図面 ()				
※手数料		円	※受領印	

注1 ※の欄は、記入しないこと。

2 申請書及び添付書類は、それぞれ2部ずつ提出すること。

様式第6号(第6条関係)

屋外広告物等変更(改造)許可書

指令第 号		住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 代表者の氏名
年 月 日付で申請のあった屋外広告物又は掲出物件の変更(改造)については、次のとおり許可します。		
年 月 日		
		水戸市長 印
許可の内容	種類	数量
	変更内容	
条件		

様式第7号(第9条関係)

許 可 証 票

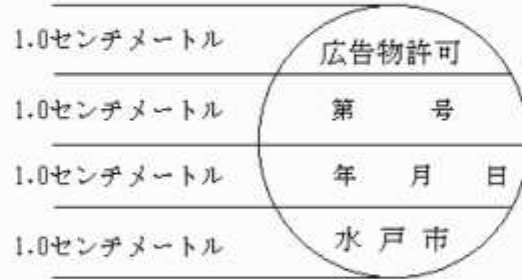
1.5センチメートル	第 号
1.0センチメートル	年 月 日
1.5センチメートル	水 戸 市

注1 「第 号」には、指令番号を記載すること。

2 「年 月 日」には、許可期間満了日を記載すること。

様式第8号(第9条関係)

許 可 印



注1 「第 号」には、指令番号を記載すること。

2 「年 月 日」には、許可期間満了日を記載すること。

様式第9号(第10条関係)

自家広告物表示等届出書

							※受理
水戸市長 様						年 月 日	
						住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 代表者の氏名 電話番号	
<p>広告景観整備地区における自家広告物等の表示又は設置について、水戸市屋外広告物条例第20条第2項の規定により次のとおり届け出ます。</p>							
屋外 広告物 (掲出 物件) の 概要	種 類				数 量		
	表 示 期 間	年 月 日から 年 月 日まで					表 示 場 所 (用途地域名)
	照 明 の 有 無	あり(内照式・外照式) ・ なし					
	光 源 の 点 滅	点滅あり ・ 点滅なし					
	表 示 内 容						色 彩
	位 置	道路・鉄道の敷地境界からの距離(路線名 から) メートル 信号機からの距離 メートル 道路標識からの距離 メートル					
	規 格	高 さ	縦	横	面 数	数 量	表示面積の合計
	メートル	メートル	メートル			平方メートル	
地 域 区 分	禁止地域(第 種禁止地域)			許可地域(第 種許可地域)			
地 区 名 称	広告景観整備地区						
同一敷地内における 既設の屋外広告物	数量			同一敷地内における表示面積の合計 平方メートル			
添付書類 1 位置図 2 配置図(平面図) 3 表示面積、色彩及び意匠を明らかにした図面							

注 ※の欄は、記入しないこと。

様式第10号(第12条関係)

屋外広告物等除却(滅失)届出書

年 月 日	
水戸市長 様	住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 代表者の氏名 電話番号 () —
屋外広告物又は掲出物件を除却(滅失)したので、水戸市屋外広告物条例第24条第2項の規定により次のとおり届け出ます。	
除 却 物 件	種類 数量
	場所
	許可年月日 年 月 日 許可番号 指令第 号
	除却年月日 年 月 日
	理由
※ 検 査	年月日 年 月 日 担当者職氏名印 印
	結果

注 ※の欄は、記入しないこと。

表 示 書

これは

違反屋外広告物(掲出物件)です。

水戸市

年 月 日

この屋外広告物の表示又は掲出物件の設置は、水戸市屋外広告物条例(平成22年水戸市条例第5号)に違反しています。

この表示書を破損した者は、刑法(明治40年法律第45号)により罰せられることがあります。

連絡先 水戸市都市計画部都市計画課

備考 は、赤色とする。

様式第12号(第14条関係)

保管屋外広告物等一覧簿

整理番号	保管した屋外広告物		放置されていた場所	除却した日	保管を始めた日	保管の場所	備考
	又は掲出は類	物件数量					

受 領 書

年 月 日

水戸市長 様

住所又は主たる
事務所の所在地
氏名又は名称
代表者の氏名
電 話 番 号

印

下記のとおり、屋外広告物又は掲出物件(現金)の返還を受けました。

記

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた屋外 広告物又は掲出物 件	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	数 量	
返還を受けた金額		

様式第14号(第17条関係)

(表)

第 号 屋外広告物立入検査員 身 分 証 明 書
写 真 (勤務課所) (職・氏名)
水戸市屋外広告物条例(平成22年水戸市条例第5号)第37条第1項の規定に基づき、屋外広告物又は掲出物件の存する土地又は建物に立ち入り、屋外広告物又は掲出物件の検査を行う者であることを証明する。
年 月 日
水戸市長 印

5センチメートル

8センチメートル

(裏)

水戸市屋外広告物条例(抄) (立入検査等)
第37条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物表示者又は広告物管理者から、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして当該屋外広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、当該屋外広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第9条関係)

様式第8号 (第9条関係)

様式第9号 (第10条関係)

様式第10号 (第12条関係)

様式第11号 (第13条関係)

様式第12号 (第14条関係)

様式第13号 (第16条関係)

様式第14号 (第17条関係)